

徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条

この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年徳島県条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づく、動物取扱業の登録取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可取消し、その他の不利益処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。

(用語)

第2条

この要綱で使用する用語は、別に定めるものを除き、法及び条例で使用する用語の例による。

(基本原則)

第3条

処分は、時機を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。

第2章 処分の適用

(業務停止命令)

第4条

法第19条に基づく業務停止命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 動物取扱業者の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いに関し遵守すべき基準又は飼養施設に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るため必要があると認めたとき。
- (2) 動物取扱業者の法若しくはこれに基づく命令又は処分に対する違反について必要があると認めるとき。

2 前項の命令は、当該是正措置を講ずるのに必要と認める6か月以内の範囲で相当の期間とする。

(登録及び許可の取消し)

第5条

法第19条に基づく登録の取消し及び法第29条又は条例第12条に基づく許可の取消し

は、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- (1) 法第19条に基づく業務停止命令の処分によって違反の状態が改善されず、危害発生のおそれがあり、業務を継続させることが適当でないと認めるとき。
- (2) 違反内容が悪質で改善についての意欲がなく、業務上の安全確保の責任を持ち得ず、業務を継続させることが適当でないと認めるとき。
- (3) 動物取扱業者が法第19条第1項第1号又は第4号に定める場合に該当したとき。
- (4) 特定動物飼養者が法第29条又は条例第12条に定める場合に該当したとき。

(措置命令等)

第6条

法第23条に基づく勧告又は措置命令及び法第32条又は条例第17条に基づく措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 動物取扱業者が、法第21条に規定する基準を遵守していないと認めるとき。
 - (2) 動物取扱業者が、法第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき。
 - (3) 特定動物飼養者が、法第31条の規定に違反し、又は法第27条第2項(法第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) 特定動物及び犬の飼い主に対し、条例第17条に規定する措置が必要なとき。
- 2 前項の命令は、その目的を達成するため、必要な期限及び範囲を定めて行う。

第3章 処分の手続

(報告)

第7条

総合県民局長及び動物愛護管理センター所長は、処分を執行したときには、処理経過を速やかに生活衛生課長に報告するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第8条

処分を執行する場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)及び徳島県行政手続条例(平成7年徳島県条例第48号)の規定に基づき、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を執るものとする。ただし、公益上、緊急に処分を行う必要があるときは、当該手続を執らないことができる。

(1) 聴聞

ア 許可等の取消し

イ その他知事が必要と認めるとき

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しないもの

第4章 罰則の適用

(告発)

第9条

本要綱に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めたときは、捜査機関あて書面により告発するものとする。

第5章 その他

(実施要領)

第10条

この要綱の取扱実施要領は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。